

第5章 計画推進 のため

- 1 区民と行政との協働関係の形成
- 2 新しい時代に対応した行政経営の確立
- 3 10か年の財政収支見通し
- 4 将来を展望した施設のあり方
- 5 10か年の基本計画事業

1 区民と行政との協働関係の形成

1 現状と課題

基本計画を推進していくためには、区民が日々暮らしている地域への関心を高め、まちづくりに主体的に参加できる環境を整えていくことが必要です。

区はアンケート調査やモニター制度をはじめ、個別分野の計画や事業においてはワークショップやパブリックコメントなどの手法を用いて、区政経営に対する区民意見の反映に努めています。今後も、区民と区との協働によるまちづくりの推進が一層求められており、区政全般における計画・事業実施・評価の各段階において、区民参加の多様な機会を充実させる必要があります。区政に関する情報の公開により、各主体がそれぞれの立場から役割を認識し、目標に向かって協働して取り組んでいくことが、新たなまちづくりへの第一歩となります。

また、協働をより一層発展させるためには、公共のあり方を根本から見直し、区民、町会・自治会、NPO、事業者なども「新しい公共」を担う主体として位置づけ、区政全般に区民と区との協働を拡充する仕組みを構築することが重要です。そのためには、区民によるまちづくり活動を支える活動拠点の機能強化や連携が望まれます。

「新しい公共」は、これから発展していくものであり、各主体が担う役割の具体的内容や役割に応じた権限、費用負担のあり方などは、個別の課題や地域社会の成熟度により異なるため、今後、区と各主体が十分に調整を図っていく必要があります。

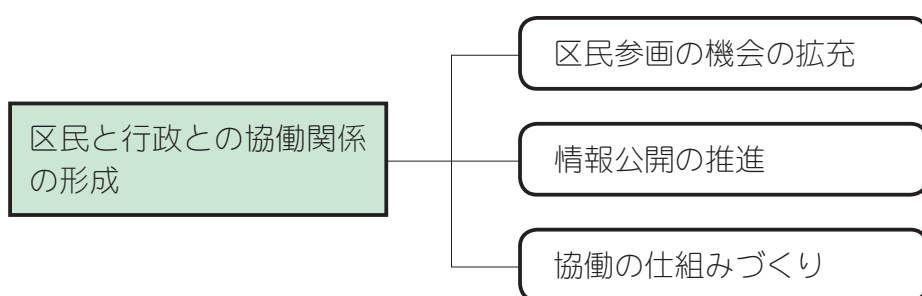


2 施策の方向

● 施策の基本方針

まちづくりを進めるにあたって、区民参画の機会を拡充します。また、まちづくりの課題や目標を区と区民が共有できるよう、区政の情報公開をより一層推進するとともに、区民と区が協働でまちづくりに取り組むための仕組みや環境を整備します。

■ 施策の体系



■ 施策の概要

(1) 区民参画の機会の拡充

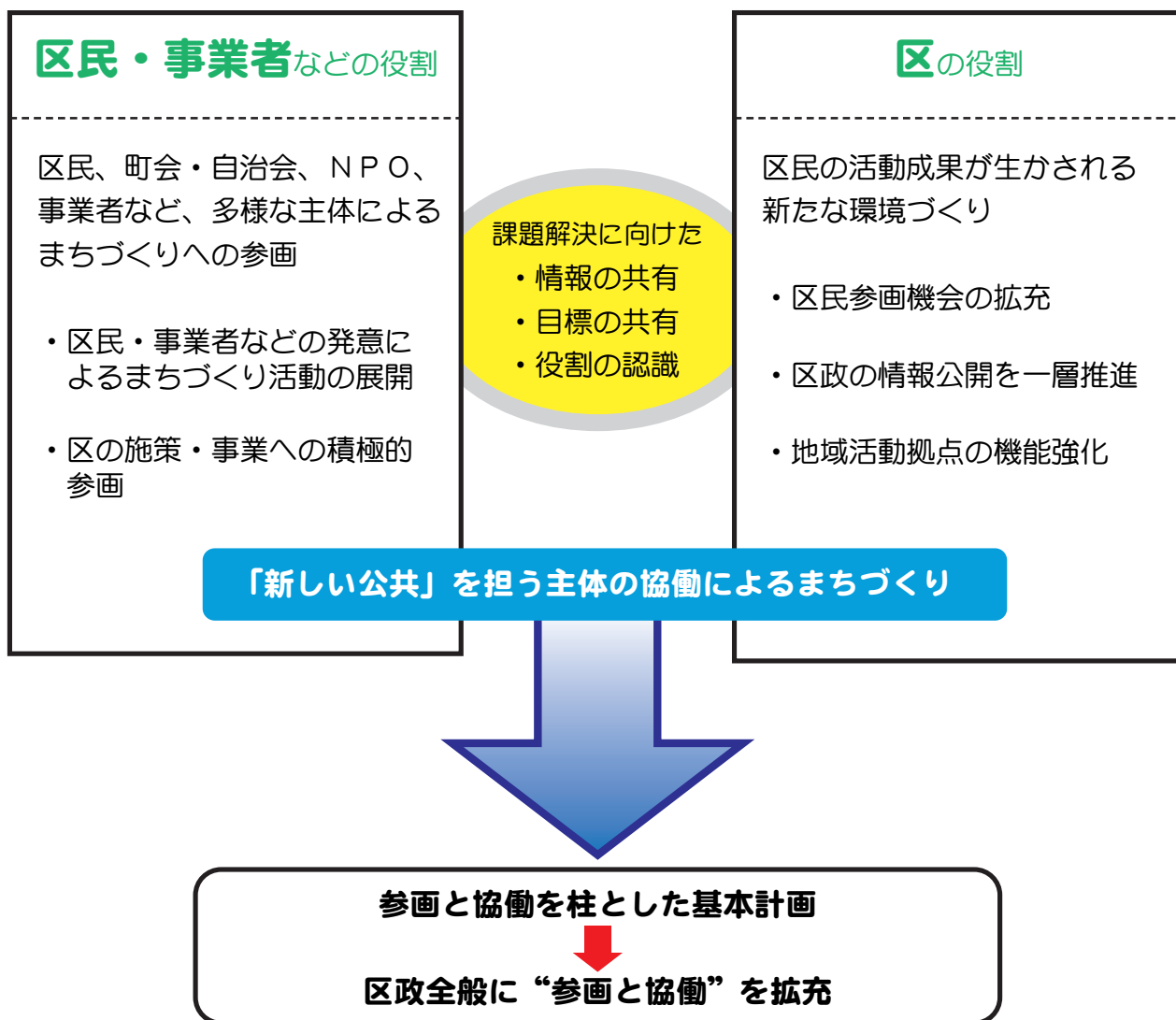
区政全般における施策の立案・実施・評価などの各段階において、区民ニーズに対応したまちづくりが展開されるよう、多様な方法により区民参画の機会を拡充します。

(2) 情報公開の推進

行政手続きを明確化するとともに、情報通信技術の進展に対応するなど多様な手法により、区政の情報公開をより一層推進します。

(3) 協働の仕組みづくり

区民、町会・自治会、NPO、事業者などの各主体が、まちづくりの目標を共有しながら連携して活動していくための仕組みを構築します。また、活動拠点の整備、機能強化により、まちづくり活動への支援を充実します。



2 新しい時代に対応した行政経営の確立

1 現状と課題

生活の豊かさとともに区政に対する区民要望は多様化し、行政需要の増加が行財政経営を難しくしています。さらに、高齢社会の先にある人口減少社会の到来など、これまでに経験のない大きな社会経済環境の変化が訪れます。こうした状況にも備え、持続的に発展する区政をめざすためには、新たな行政経営を確立する必要があります。

限られた財源から最大の成果を導くためには、簡素で効率的な行財政経営が求められています。区は平成16年1月に「板橋区経営刷新計画」を策定し、公共サービスの民間開放や内部努力の徹底などにより、収支均衡型の財政構造の確立に取り組んでいます。今後もこの計画に沿って効率的な行政経営に努め、基本計画に定める基本目標と個別目標の達成に向けて、必要な取り組みを適切に推進する必要があります。

また、本計画を効果的に機能させるためには、策定後にどの程度施策が実施され、どのような成果をあげたのかを評価したうえで、施策の改善が検討され、実施されることが重要です。

区はこれまでも事務事業評価を進めてきましたが、今後は基本計画における個別目標ごとに評価を行い、これまでの評価システムと統合させる必要があります。そのためには、施策の目的がどの程度達成されたかを表す経年的に測定が可能な「成果指標」を設定し、定期的に計測結果を区民に公表する必要があります。

現在国においては、三位一体改革をはじめとして自治制度の改革が進んでおり、区は基礎自治体として、自治権の拡充に努めるとともに、近隣の自治体などとの連携を強化する必要があります。

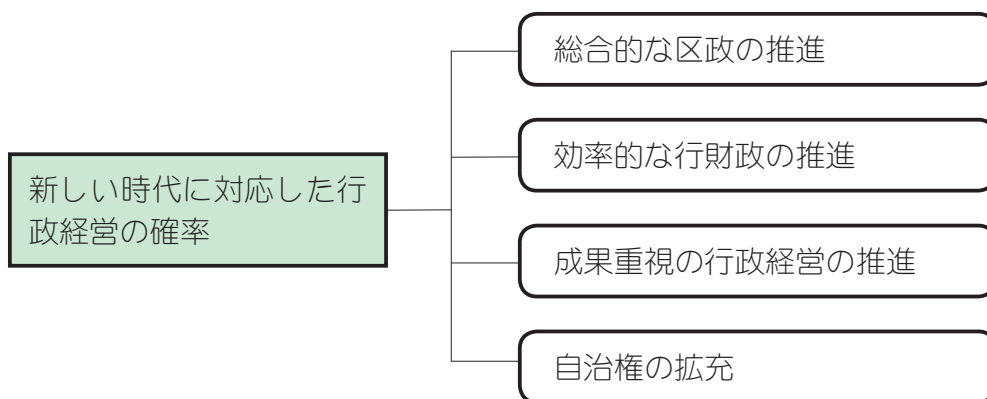


2 施策の方向

● 施策の基本方針

区政の各分野での横断的な連携を強化し、目標実現に向けた総合的な区政を推進します。公共サービスに対する区の責任を果たしつつ、サービスの向上に向けて多様な主体との連携を強化し、効率的な行財政経営と成果重視の行政経営を推進します。また、基礎自治体としての自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。

■ 施策の体系



■ 施策の概要

(1) 総合的な区政の推進

区民生活の視点に立った基本目標・個別目標の体系に沿って、地域課題に効果的に対応できるよう、横断的な連携により区政運営を進めます。

(2) 効率的な行財政の推進

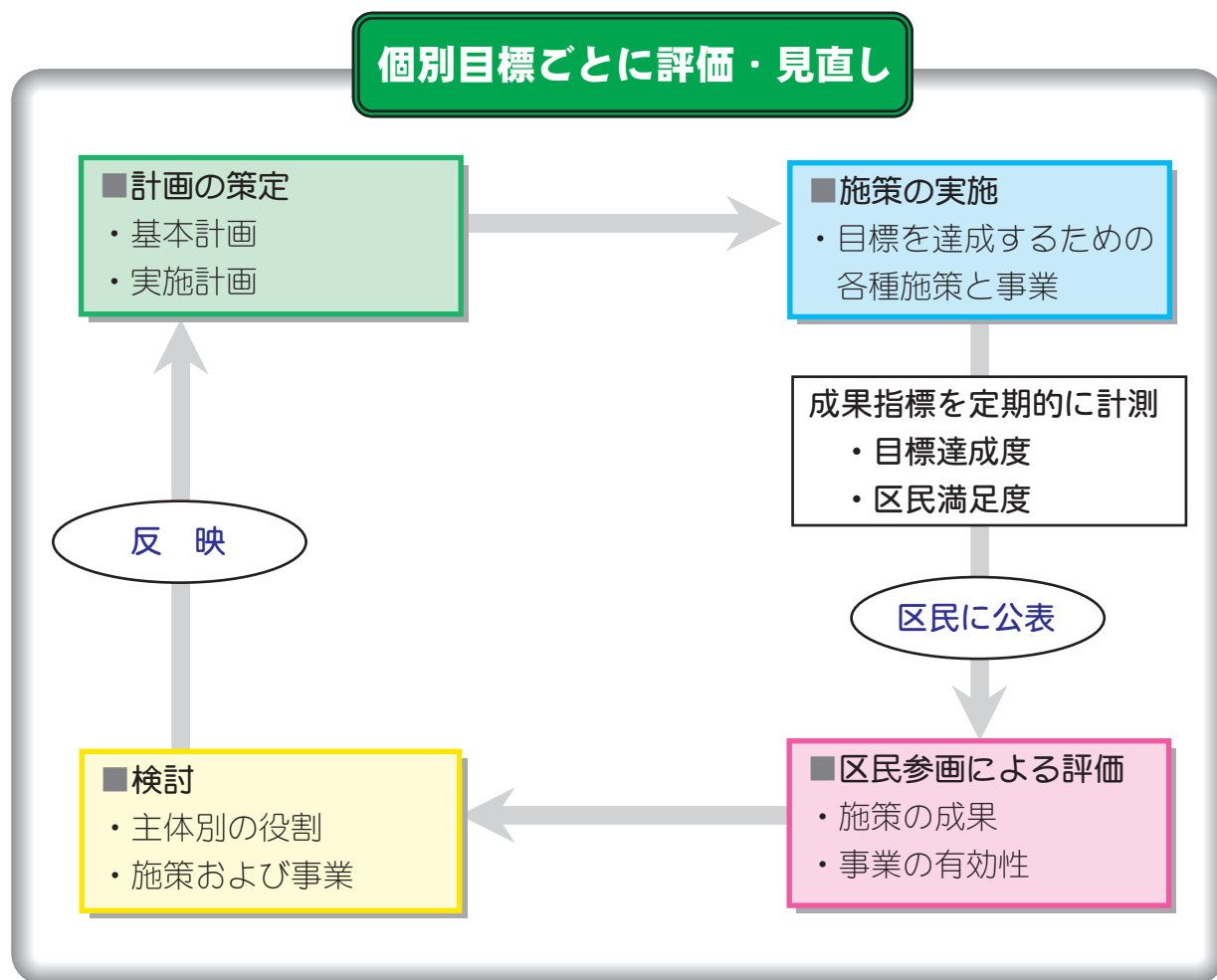
限られた財源のなかで、持続的発展と区民福祉の向上を確保するため、健全な財政基盤を確立し、組織の簡素化や職員の資質向上、施設の有効活用、総合的な情報化施策などを推進します。また、多様化する区民ニーズに対応するため、民間事業者の発想や経営手法の導入、民間によるサービスの提供など、様々な方法により区民サービスの向上を図ります。

(3) 成果重視の行政経営の推進

区民参画による評価制度を取り入れ、まちづくりの成果を重視した行政経営を推進します。成果指標を定期的に計測し、区民に公表した上で、区が行う施策や事業の有効性ととともに、区民と区との協働による取り組みを評価する仕組みを構築します。

(4) 自治権の拡充

地方分権と特別区を取り巻く自治制度改革の流れのなかで、基礎自治体として、区民の意向を反映した施策を行うため、適正な財源配分などを国や都に働きかけ、さらなる自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。



3 10か年の財政収支見通し

10か年の財政収支見通し					
(一般会計)	18年度	19年度	20年度	21～27年度	合計
歳入	162,150	168,395	168,515	1,144,485	1,643,545
特別区税	38,053	42,282	42,216	293,226	415,777
特別区交付税	60,700	62,257	62,067	426,305	611,329
国・都支出金	32,585	38,268	36,551	248,666	356,070
特別区債	3,780	3,700	3,700	25,900	37,080
その他の歳入	27,032	21,888	23,981	150,388	223,289
歳出	162,150	168,395	168,515	1,144,485	1,643,545
人件費	39,586	39,512	40,205	276,271	395,574
扶助費	46,013	46,737	47,263	346,817	486,830
公債費	8,865	8,551	8,386	44,303	70,105
計画事業費	10,030	18,346	17,093	74,799	120,268
非計画事業費	57,656	55,249	55,568	402,295	570,768

(単位：百万円)

平成18年度当初予算の数値を基本として、一定の条件のもとに、計画期間中の財政収支を推計しました。

(1) 財政収支見通しの基本的考え方

- ① 経済指標：財政収支見通しの基礎となる経済成長率は、実質1.9%の上昇を想定しています。
- ② 人口動態：今後10年間の人口は、現在の52万人規模で推移すると想定しました。
- ③ 各種制度：都区制度、都区財政調整制度及び特別区税制などは、現行制度の存続を基として推計しました。

(2) 歳入

- ① 特別区税は、三位一体の改革によるフラット化及び税制改正影響分を見込んでいます。
- ② 特別区交付金は、過去の実績に加え、財源となる調整三税（固定資産税・特別土地保有税・住民税法人分）の近年の動向を勘案し、推計しました。
- ③ 国・都支出金のうち、生活保護措置費負担金については1.8%、児童扶養手当負担金は4.4%の伸びを見込んでいます。
- ④ 特別区債は、公債費比率の将来予測を基に、各年度37億円を基本額として見込みました。
- ⑤ その他の歳入のうち、所得譲与税及び地方特例交付金を除く地方消費税交付金など交付金関係は、18年度と同額を見込んでいます。

(3) 歳出

- ① 人件費は、職員定数の削減、退職手当額などの要因を基に推計しました。
- ② 扶助費のうち、生活保護措置費については1.8%、児童扶養手当は4.4%、児童育成手当は4.0%の伸びを見込んでいます。
- ③ 公債費は、既発行債については現在の償還計画による償還額を計上し、発行予定債については現行の発行条件に基づき推計しました。
- ④ 計画事業費は、この計画において明らかにした事業の実施に要する経費を計上しました。
- ⑤ 非計画事業費のうち、特別会計への繰出金については、国民健康保険事業特別会計が2.0%の増加、老人保健医療特別会計が7.9%の増加を見込み、介護保険事業特別会計への繰出金については、第3期事業計画における標準給付見込み額の12.5%で見込んでいます。

(4) 今後の財政運営

わが国の経済は、好調な企業業績が継続しており、原油価格の高騰など不安要因があるものの、国内民間需要に支えられた景気回復基調が続いています。

板橋区の財政も、財政調整交付金の堅調さに支えられ、一時期の危機的状況は脱しつつあります。バブル経済崩壊後の極めて厳しい時代を乗り越えることができたのも、区民の理解と協力により、たゆまぬ行財政改革を断行したことが大きな要因となっています。

計画事業は、区政を総合的・体系的に推進するための主要な事業であり、財政上も重点的かつ安定的に財源配分していく必要があります。そこで、今後の財政運営のなかで、計画事業の確実な推進を図るためには、年度間に生じる財政負担額の差を埋めるべく基金を有効に活用する一方、財源に余裕が生じた場合には、安易に支出を増やすことなく、将来の財源不足に備えるため、基金への積立を積極的に行い、安定的な財政運営に努めていく必要があります。

一方では、区政を取り巻く環境は厳しさを増しています。学校など公共施設の改築・改修需要の急増による財政負担の増大や少子高齢社会による人口減少がもたらす区税収入の縮小、社会保障費の増加など、財政運営上長期的視点に立った適切な対応が迫られる課題が多くあります。

そのため、現在取り組んでいる「板橋区経営刷新計画」の着実な実現と進展を図り、行財政改革をさらに推し進め、時代の変化に柔軟かつ的確に対応できる弾力性のある健全財政の基盤を確立することが重要となります。

この財政収支見通しは、過去の決算分析や将来の動向を総合的に勘案し、実現可能性に重点をおいて推計したものであり、人件費や特別区債発行の抑制など今後の財政運営上のガイドラインの性格をあわせ持つものです。

4 将来を展望した施設のあり方

前基本計画では、全区的・地域的・地区的・住区的に主な公共施設の配置基準を定め、地域的にバランスのとれたまちづくりを推進してきました。その結果、施設整備は量・質ともに一定の水準に達し、区民生活の向上に寄与しています。

しかし、区内に約450ある区施設の約半数が、建築後20年以上を経過しています。老朽化が進む各施設においては、改築や大規模な改修の時期を迎えるとともに、施設数の増大による維持管理経費の増加などが、財政の硬直化をもたらす要因となっています。

今後は、下記の「施設整備方針」に基づき、将来需要を見通した施設の適正配置を推進するとともに、改築・改修・機能転換・再編・縮小・廃止など、区民ニーズと社会経済状況を踏まえた適切な施設整備に取り組んでいく必要があります。

〈施設整備方針〉

- 将来の社会環境を見据えて、施設の必要性を精査し、適切な施設配置を進めます。
- 時代の変化と区民要望に的確に対応し、施設の機能強化を図ります。
- 既存施設の寿命を延ばすため、保全のための設備改修を計画的に実施します。
- 施設の安全性を向上するため、耐震診断や補強工事を実施し、耐震化を図ります。
- 施設の改築・大規模改修にあたっては、建物の危険度・経過年数・区民生活への利便性などを総合的に勘案して、優先順位を決定します。
- 段差解消やエレベータの設置など、施設のバリアフリー化を進めます。
- 目的や役割を終えた施設、利用者が減少している施設については、機能転換や整理統合を進めます。
- 施設の改築・改修など工事を実施する際は、様々な民間活力の導入を検討し、コストの削減を図ります。
- 施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入をはじめとする公共サービスの民間開放を進めていきます。

建築後 20 年を超える主な施設数

(箇所数)

施設名称	築 35 年以上	築 30 年以上 35 年未満	築 20 年以上 30 年未満
小学校	33	15	7
中学校	18	4	2
児童福祉施設 (児童館・保育園)	15	19	19
高齢者福祉施設 (ふれあい館・いこいの家)	1	3	6
その他の主な施設 (地域センター・図書館など)	10	8	13
計	77	49	47

(平成 17 年度現在) 板橋区資料



5 10か年の基本計画事業

計画期間に実施すべき事業について、現在の社会経済状況を踏まえつつ、10か年の基本計画事業（88事業・約1,202億6,800万円）と目標事業量を以下に示します。

なお、基本目標・個別目標の達成に向けて、事業は適宜見直していきます。

I のびやかに生きがいをもって暮らすまち（35事業・約587億7,900万円）

I-1 安心して子どもを産み育てられるまち

※ 新＝新規事業
【 】は平成18年1月現在の数値です

	事業	10か年の目標事業量
新	子育て支援者の養成	1級支援者 270人養成 2級支援者 800人養成 3級支援者 1,600人養成
	保育施設の整備・充実	冷房化 18園【30園】 改築の調査・検討
	学童クラブの拡充	増改築 1か所 拡張 10か所
	家庭福祉員事業の充実	家庭福祉員 19人増員【62人】
	病後児・病児保育室の拡充	病後児保育室 1か所開設【2か所】 病児保育室 1か所開設
	すくすくサロン（乳幼児専用ルーム）の整備	整備 5か所【4か所】
新	食育推進ネットワークの構築	食育ボランティア 100人養成 講習開催 300施設 情報紙発行
	学校給食の充実	ドライシステム対応型備品導入 小中学校 24校【12校】

I-2 次世代の生きる力をはぐくむまち

	事業	10か年の目標事業量
	放課後の居場所づくり	いきいき寺子屋事業の実施（推進校） 小学校 54校・中学校 23校
新	教育相談所の改築	改築 1か所
	児童館遊戯室の冷房化	冷房化 12室【25室】
	児童館の新設	新設 1館〈赤塚地区〉
	小中学校「緑のカーテン」体験学習の充実	「緑のカーテン」実施 小中学校 66校
	特別支援教育の環境整備	(1)巡回指導等のための特別支援教室の整備 21校 (2)心身障がい学級・通級指導学級の整備充実 小学校 2校・中学校 1校
	区立学校の適正規模・適正配置	統合整備 中学校 1校 適正規模・適正配置の検討
	学校の改築	改築 4校
	学校施設の改修	(1)大規模改修 21校 (2)校庭の改修 10校 (3)散水設備の整備 10校 (4)プールの改修 10校 (5)給食室の改修 21校 (6)中学校図書室の冷房化 17校

I-3 一人ひとりが健康づくりに取り組むまち

	事業	10か年の目標事業量
	健康づくり協力店制度の推進	協力店 300店【301店】 きれいな空気〈禁煙・分煙〉事業 300事業所
新	こころの健康サポーターの養成	サポーター 150人養成
	保健所・健康福祉センターの改築	保健所・健康福祉センター 2か所改築

第5章 計画推進のために

I-4 生涯を通じてこころ豊かに過ごせるまち

	事業	10か年の目標事業量
新	グリーンカレッジの整備	整備 1か所
新	図書館の改築	改築 2館
	地域体育施設の改修	(1)体育館 改修 1館 (2)温水プール 改修 2か所
新	地域スポーツクラブの育成・支援	育成・支援 3団体
新	区営住宅の大規模改修	改修 2棟
新	区営住宅の高齢者向け住戸改善	バリアフリー化 20戸
新	公共住宅シルバーハウジングの確保	確保 19戸

I-5 自立とふれあいにより社会参加ができるまち

	事業	10か年の目標事業量
	特別養護老人ホームの整備促進	助成 3か所 【11か所】
新	地域密着型サービスの整備促進	助成・整備 小規模多機能型居宅介護拠点 17か所 小規模特別養護老人ホーム 3か所 小規模ケアハウス 7か所 認知症対応型デイサービスセンター 11か所 認知症高齢者グループホーム 9か所 夜間対応型訪問介護ステーション 1か所 介護予防拠点 4か所
	精神障がい者グループホームの整備促進	グループホーム助成 5か所 【3か所】
	福祉園の改修	改修 2園
	障がい者福祉センターの改修	改修 1館
	ふれあい館の改築	改築 1館
	いこいの家の改築	改築 1か所
新	生活介護施設の整備	施設整備 総定員 85人 〈利用登録 100人〉

II ころ豊かなふれあいと活力のあるまち (9事業・約63億7,000万円)

II-1 地域の課題を協働で解決するまち

	事業	10か年の目標事業量
新	地域センターの整備	移転整備 1か所 改築 3か所
	赤塚支所の改築	改築 1か所

II-2 産業が発展するまち

	事業	10か年の目標事業量
新	地域連携型モデル商店街の育成	育成 3商店街
	ショッピングロードの整備	整備 3地区

II-3 地域資源を生かした新たな産業を創造するまち

	事業	10か年の目標事業量
新	新産業育成ゾーンの調査	調査・検討 1地区〈舟渡地区〉
	観光メニューの開発・整備と観光意識の醸成	ボランティア講座 観光コース整備 赤塚地区観光センター整備
	観光情報の発信・観光センターの活用	展示 ガイドブック作成等

II-4 豊かな地域文化をはぐくむまち

	事業	10か年の目標事業量
	美術館の改築	改築 1館

II-5 異なる文化や価値観を尊重しあい交流するまち

	事業	10か年の目標事業量
	絵本館の充実	充実 1館

Ⅲ 安全で安心なうるおいのあるまち (41事業・約548億900万円)

Ⅲ-1 安全・安心活動に取り組むまち

	事業	10か年の目標事業量
新	住民防災組織への資器材の配備	モデル地区にて必要資器材の選定・導入 検証 配備
新	二次避難所の充実	整備 7施設〈特別養護老人ホーム・福祉園等〉
新	防災無線のデジタル化とセンター機能 充実	防災無線のデジタル化 防災センターのシステム更新
	自転車駐車場の整備	整備 12か所【16年度末 68か所】

Ⅲ-2 災害に強く住み続けられるまち

	事業	10か年の目標事業量
	公共施設の耐震補強工事	(1)学校施設 39校 (2)その他施設 25施設
	都市防災不燃化の促進	建替助成 4地区・166棟 〈中山道地区12棟・補助26号線地区44棟・ 環状8号線C地区70棟・放射35号線地 区40棟〉 新規事業区域の指定 3地区 〈環状8号線C地区・放射35号線地区・ 補助201号線地区〉
新	橋りょうの耐震調査	耐震調査 7橋
	防災生活圏の促進	支援 1地区〈仲町・弥生町・南常盤台一丁 目地区〉 事業 1地区〈小茂根・大谷口周辺地区〉 協議 1地区〈清水町周辺地区〉
	雨水の流出抑制	新河岸川流域 〈公共施設 200m ³ 、透水性舗装 155m ³ 〉 石神井川流域 〈公共施設 200m ³ 、透水性舗装 145m ³ 〉

	住宅地区改良事業の推進	用地取得 改良住宅 3棟 道路・上下水道整備
	木造住宅密集地域の整備促進	整備促進 5地区 〈仲宿地区・上板橋南口地区・大谷口地区・ 若木地区・西台一丁目北周辺地区〉
	市街地再開発事業の推進	(1)上板橋駅南口駅前地区 (2)大山駅周辺地区 (3)板橋駅西口地区
新	市街地整備計画の策定	事業調査 計画策定

Ⅲ－3 地域の個性を生かした美しいまち

	事業	10か年の目標事業量
	雨水の浸透と利用	浸透ます 1,000基設置 貯留槽 200基設置
	自然環境の調査	調査 6回
	公園の新設	新設 10か所 増設 3か所
	公園の改修	改修 11か所
	「光と風の荒川」整備	整備 230,300㎡
新	花の名所づくり	整備 4か所
	地区計画の推進	計画策定 4地区 協議 7地区
	都市景観計画の策定	計画策定 1地区 〈景観地区〉
新	無電柱化の促進	対象 2地区 設計 1,470m 工事 1,270m

Ⅲ－４ 環境を守り資源を大切に利用するまち

	事業	10か年の目標事業量
	公共施設における省エネルギー機器の導入	導入 8施設
新	CO ₂ 削減区民運動の推進	開催 6回
新	新エネルギー・省エネルギーの普及・啓発	太陽光発電システム 240台補助 太陽熱温水器 50台補助 高効率給湯器 1,000台補助 ガス発電給湯器 100台補助 燃料電池 140台補助
	板橋エコアクションの普及・啓発	コアクションの実施 家庭 10,000件 事業所 1,000件
	ペットボトル等の分別回収	回収 16,400か所〈全集積所〉 【拠点 275か所・店頭 247か所】
新	不燃ごみ中継所の整備	整備 1か所
	低公害清掃車両の導入	導入 10台【55台中 40台導入】
	幹線道路沿道地区計画の推進	計画変更 3地区〈環状8号線A・B地区、環状7号線地区〉 計画策定 2地区〈中山道地区、高島通り地区〉 協議 1地区〈川越街道B地区〉

Ⅲ－５ 暮らしに便利な道路・交通網があるまち

	事業	10か年の目標事業量
	公共交通網の整備促進	(1)東武東上線立体化促進 検討 (2)エイトライナー構想の実現 促進協議会
	区道の新設	(1)補助 87号線 〈延長 370 m、加賀二丁目・稲荷台〉 (2)補助 173号線 〈延長 25 m、南町〉 (3)補助 249号線 〈延長 100 m、四葉一丁目・徳丸四丁目〉
	細街路の拡幅・指導	拡幅 1,800件

	区道の補修	整備 800,000 m ²
	橋りょうの架替・改良	(1)架替・改良 1橋 (新河岸橋) (2)調査・塗装 70橋
	自転車道の整備	整備 1,345 m 【3,325 m】
	(仮称) S T S ・移送サービスの検討	実験・検証
	視覚障がい者誘導標の設置	設置 150 か所
	歩道の段差解消	解消 500 か所
新	「新板橋」下流左岸のバリアフリー化	工事 1 か所
	公共施設のバリアフリー化	学校施設 工事 21 校

計画推進のために (3事業・約3億1,000万円)

	事業	10か年の目標事業量
	電子区役所の推進	統合データベースの構築
新	文書管理システムの構築	システム構築
新	区役所本庁舎南館の改築	改築構想・計画の策定

